

○山口県警察の鉄道警察隊に関する訓令

平成 15 年 3 月 28 日

本部訓令第 17 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 1 0 条）
- 第 2 章 勤務方法（第 1 1 条・第 1 2 条）
- 第 3 章 事務処理等（第 1 3 条—第 1 8 条）
- 第 4 章 運営管理（第 1 9 条—第 2 4 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 5 条・第 2 6 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、山口県警察の鉄道警察隊について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において「鉄道施設」とは、列車、駅、線路、信号装置等の運転保安設備、車庫、工事、変電所その他の施設をいう。

（位置）

第 3 条 鉄道警察隊は、山口市に置く。

（派遣所の設置）

第 4 条 鉄道警察隊が活動するための施設として、派遣所を設ける。

2 派遣所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
山口県警察本部地域部地域運用課鉄道警察隊岩国駅派遣所	岩 国 市
山口県警察本部地域部地域運用課鉄道警察隊新岩国駅派遣所	岩 国 市
山口県警察本部地域部地域運用課鉄道警察隊徳山駅派遣所	周 南 市
山口県警察本部地域部地域運用課鉄道警察隊新下関駅派遣所	下 関 市

（任務及び事務）

第 5 条 鉄道警察隊は、鉄道施設において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 鉄道警察隊は、前項の任務を遂行するため、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）鉄道施設における警らに関すること。

- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。
- (3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。
- (4) 列車への警乗の実施に関すること。
- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関すること。
- (6) 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (8) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等（以下「鉄道事業者等」という。）との連絡に関すること。
- (9) 鉄道に関する統計に関すること。

（隊長の任務）

第6条 鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）は、前条第1項の任務が的確に遂行されるように隊員（鉄道警察隊の職を兼ねる警察署員（以下「兼務隊員」という。）を含む。以下同じ。）を指揮監督し、所要の調整を行う。

（課長補佐の任務）

第7条 鉄道警察担当課長補佐（以下「課長補佐」という。）は、隊長を助け、第5条第2項各号に掲げる事務を統括する。

（勤務制）

第8条 隊員の勤務は、山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令（平成7年山口県警察本部訓令第10号）第2条に規定する通常勤務、毎日勤務又は交替制勤務とする。

（指揮者）

第9条 鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号）第5条第1項に規定する指揮者は、警部補又は巡査部長の階級にある隊員とする。

2 指揮者は、当番日における責任者（以下「当務責任者」という。）として、勤務員を指揮し、事務処理を調整する。

（服装）

第10条 隊員は、勤務中は、制服を着用し、警察庁長官の定める標章を当該制服の左襟に装着するものとする。ただし、隊長が必要と認める場合は、私服を着用することができる。

2 隊員は、制服を着用して事務を行う場合は、別表の腕章を左上腕部に装着するものとする。ただし、会議、打合せ、儀式等に出席する場合は、この限りでない。

第2章 勤務方法

（勤務方法）

第 11 条 隊員の基本的な勤務方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警ら
- (2) 警戒警備
- (3) 警乗
- (4) 在所
- (5) 立番
(警乗)

第 12 条 列車への警乗について必要な事項は、別に定める。

第 3 章 事務処理等
(事件又は事故の処理)

第 13 条 隊員は、鉄道施設において事件又は事故が発生したときは、初期的警察活動を行った後、その処理を当該事件又は事故の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

2 事件又は事故の処理に係る基準は、別に定める。
(逮捕又は保護に係る身柄の取扱い)

第 14 条 隊員は、列車への警乗中に被疑者を逮捕し、又は要保護者を保護したときは、必要に応じて逮捕地又は最寄りの駅を管轄する警察署に身柄を引き継ぐものとする。
(被害届の取扱い)

第 15 条 隊員は、被害届を受理したときは、その処理を被害の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。
(拾得物の取扱い)

第 16 条 隊員は、拾得物を受理したときは、山口県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成 19 年山口県警察本部訓令第 32 号）に定めるところにより処理するものとする。
(関係所属長との協議)

第 17 条 隊長は、前 4 条の規定により事務処理を行うことが困難と認められる場合は、関係所属長と協議の上、処理するものとする。
(緊急配備の実施)

第 18 条 課長補佐は、緊急配備の実施について指令を受けたときは、山口県警察の緊急配備に関する訓令（昭和 46 年山口県警察本部訓令第 9 号）第 17 条に定める措置を講じなければならない。

第 4 章 運営管理
(資料の収集及び整理)

第 19 条 鉄道警察隊は、鉄道施設、鉄道運輸等に関する資料その他鉄道警察隊の事務に必要な資料を収集し、活用することができるように整理しておかなければならない。

(教養)

第 20 条 隊長は、隊員に対して、第 5 条第 2 項各号に掲げる事務に関する教養を実施するものとする。

(会議)

第 21 条 隊長は、隊の運営上必要と認めるときは、幹部（巡査部長以上の階級にある隊員をいう。）を集め、会議を開催することができる。

(月間勤務計画及び当務計画の策定)

第 22 条 隊長は、関係警察署長と協議の上、月間勤務計画及び当務計画を策定し、隊員に示すものとする。

(日誌の作成)

第 23 条 隊員は、勤務所別に勤務日の活動状況を勤務日誌に明らかにしておくものとする。

2 兼務隊員は、山口県警察の地域警察運営訓令に関する訓令（平成 6 年山口県警察本部訓令第 9 号）第 4 8 条第 1 項に規定する活動記録簿を作成したときは、前項の勤務日誌の作成を省略することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、街頭活動に従事しない隊員については、勤務日誌の作成を要しない。

(連携)

第 24 条 隊長は、関係所属長、他県警察の鉄道警察隊長及び鉄道事業者等との緊密な連携を図らなければならない。

(その他)

第 25 条 この訓令に定めるもののほか、鉄道警察隊について必要な事項は、別に定める。